

○広島国際大学大学院学内奨学金規定

2003年4月1日

学園1151

改正 2023年5月30日

(目的)

第1条 この規定は、広島国際大学大学院(以下「大学院」という)に学内奨学金(以下「奨学金」という)制度を設け、もって大学院学生の学業成就と成績向上を助成することを目的とする。

(資金)

第2条 この奨学金の資金には、学園奨学基金の運用収入を含むものとする。

(名称)

第3条 奨学金の給付を受ける者を、大学院学内奨学生(以下「奨学生」という)という。

(資格)

第4条 奨学金を受けることのできる者は、大学院の学生(専任職員は除く)で、人物・学術ともに優れ、かつ、経済的理由により就学困難と認められる者とする。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を除く。

イ 広島国際大学大学院学園創立90周年記念奨学金の奨学生

ロ 外国人留学生

(奨学金の額および給付方法)

第5条 奨学金の額は、別表のとおりとする。

2 長期履修学生の奨学金の額は、通常の各専攻の年間授業料に対して長期履修学生の年間授業料の割合(小数点第2位以下切り捨て)を、前項で定めた奨学金の額に乘じた額(100円未満切り捨て)とする。ただし、別表の奨学金の額を上限とする。

3 学外諸団体の給付奨学金を受給している場合、すべての給付奨学金の年額の合計額が年間授業料に教育充実費を加えた額を超過する部分については支給しない。

4 奨学金の給付は、前期および後期の2期に分けて行う。ただし、学費納入時にこの奨学金を学費の一部に振り替えることができる。

(期間)

第6条 奨学生の期間は、当該年度限りとする。ただし、翌年度も継続して奨学生を希望することができる。

2 前項ただし書の場合は、改めて第8条に定める出願手続を行わなければならない。

(給付人数)

第7条 奨学生の給付人数は、毎年度、学長の方針に基づき学長が教育・学生支援部長と協議して決定する。

(申請手続)

第8条 奨学生を希望する者は、所定の申請書に、つぎの各号の書類を添えて、教育・学生支援機構に提出しなければならない。なお、申請時期は、毎年度始めとし、教育・学生支援機構がその都度定める。

イ 指導教員の意見書

ロ 学費支弁者の所得証明書

ハ その他学長が必要とする書類

(選考)

第9条 奨学生の選考は、前条の出願書類に基づき、学長が研究科委員会ならびに大学・大学院運営会議の議を経てこれを行う。

(奨学生の義務)

第10条 給付された奨学金については、返還の義務を課さない。

2 研究科長から、奨学生の指導教員に対し、奨学生を1週8時間を超えない範囲で演習または実験の補助者として要請があり、当該指導教員が認めた場合、奨学生はこれに協力しなければならない。

(給付の停止)

第11条 奨学生が、つぎの各号のいずれかに該当するとき学長が奨学金の給付を停止する。

イ 休学、退学、除籍または前期末をもって修了したとき

ロ 大学院学則第43条に定める処分を受けたとき

ハ 第8条に定める提出書類に虚偽の記載があったとき

ニ 奨学生としてふさわしくない行為があったとき

ホ 奨学金を必要としなくなったとき

ヘ 前条の義務を故なく怠ったとき

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および研究科委員会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2003年4月1日から施行する。

2 この改正規定は、2024年4月1日から施行し、2024年度学生募集から適用する。

3 2023年度以前の入学者の奨学金の額については、なお従前の例による。

別表

奨学金の額(年額)

(単位：円)

研究科・専攻等	金額
看護学研究科	565,000
医療科学研究科	455,000
健康科学研究科	455,000
薬学研究科	525,000

博士前期課程(修士課程)および博士後期課程とも同額